

掛川市森の都ならここの里
譲渡に係る公募型プロポーザル
募集要項

令和5年7月

掛川市生涯学習協働推進課

目 次

1	趣旨	1
2	公募の概要	2
3	譲渡の条件	3
4	応募の手続き	7
5	譲渡先候補者の審査・選定	10
6	その他留意事項	13

1 趣旨

掛川市が設置する掛川市森の都ならここの里（以下「森の都ならここの里」という。）は、「健全な余暇の活用を促進し、もって市民の福祉の増進に寄与すること」を目的に設置された、キャンプ場及び温泉施設を有するレクリエーション施設であり、掛川市の北部に位置する原泉地区の地域振興拠点です。

その整備は昭和 55 年に始まり、地元住民が田畑を抛出し合った土地に、宿泊、炊事、運動、親水などの機能を持つキャンプ場が整備され、任意組合「森林総合利用組合」による運営が開始されました。

その後、毎年 6～7 万人の利用者が訪れるまでに発展したことから、平成 7 年にはそれまでの任意組合による運営を発展的に解消し、掛川市や地元住民、掛川市森林組合等で組織された第三セクター「株式会社森の都ならここ」（以下「(株)森の都ならここ」という。）による運営に移行しました。平成 15 年には、中部電力の地域振興事業費を活用して掘削が実現したならここの湯が開業し、本市の中山間地域の振興をはじめ、自然教育の普及、市民の保健休養に大きく貢献する憩いの場として、多くの利用者に親しまれてきました。

平成 17 年度からは、指定管理者制度（利用料金制度）を導入し、現在まで指定管理者(株)森の都ならここによる管理運営が行われています。

しかしながら、豊かな自然や地域資源が点在する中山間地域の原泉地区では、人口減少や少子高齢化が進行し、原泉地区の中央に位置する森の都ならここの里は、施設の老朽化や多様化するニーズへの対応が課題となっています。

そこで、原泉地区やならここの里の課題を明確にし、地区の目指す将来像や方向性を示すとともに、森の都ならここの里の持つポテンシャルをさらに引き出し、原泉地区全体の活性化に寄与する施設とするため、さらには今後の管理運営体制のあり方などを検討していくことを目的に「原泉地区振興計画」を令和 4 年に策定しました。

掛川市では、原泉地区振興の核となる森の都ならここの里が、今後、加速度的に変化していく社会変化や利用者ニーズに臨機応変に対応し、中山間地域の振興にこれまで以上に寄与する施設となるためには、公共施設の制約を外し、民間事業者の経営感覚、活力を最大限に活用していく必要があると判断し、施設の民間譲渡を実施することとしました。

森の都ならここの里の歴史的経緯を踏まえるとともに、民間経営ならではのノウハウや自由な発想により、森の都ならここの里及び原泉地区のポテンシャルを最大限に引き出し、本市の中山間振興をはじめ、さらなる経済振興、交流人口、関係人口の増加に資する民間事業者を広く公募するものです。

2 公募の概要

(1) 対象施設の名称

掛川市森の都ならここの里

(2) 募集方法

公募型プロポーザル

(3) 譲渡方法

建物は有償譲渡、土地は有償貸与とします。

(4) 譲渡条件

譲渡後、キャンプ場及び温泉事業を継続していただくことを条件とします。

(5) 譲渡時期

令和6年4月1日

(6) 応募資格

応募資格を有する者は、次の条件を全て満たす事業者又は団体若しくは複数の事業者・団体等で構成される共同事業体（以下「事業者等」という。）とします。事業者等の主たる所在地については、市内・市外を問いません。また、共同事業体の場合は、応募の諸手続き等を一貫して担当する事業者をあらかじめ定めてください。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）であること。
- ③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ④ 次に掲げる者に該当しない者であること。
 - ・ 役員等が掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ・ 掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

- ・役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- ⑤要項に記載する譲渡の条件を遵守する者であること。

(7) スケジュール（予定）

①募集要領の配布	令和5年7月24日（月）～令和5年8月7日（月）
②現地内覧会の開催	令和5年8月1日（火）
③参加意向確認書の提出	令和5年7月24日（月）～令和5年8月7日（月）
④質問の受付	令和5年7月24日（月）～令和5年8月7日（月）
⑤質問の回答	令和5年8月18日（金）まで
⑥企画提案書の提出	令和5年8月28日（月）～令和5年9月5日（火）
⑦選定委員会の実施	令和5年9月23日（土）、9月24日（日）
⑧結果の公表	令和5年9月25日（月）
⑨仮契約	令和5年9月下旬
⑩市議会での関連議案の議決	令和5年12月下旬
⑪引き渡し	令和6年4月1日（月）

3 譲渡の条件

(1) 譲渡施設等について

①建物に関すること

ア 掛川市森の都ならこの里 施設概要書（別紙1）に記載の建物（附属設備、備品を含む。）を有償で譲渡します。

譲渡価格は、市議会での関連議案の議決を経て市が契約者と決定した者（以下、「譲渡先事業者等」という。）が、企画提案書の提出時に購入希望価格調書（様式9）により提示した金額とします。

イ 最低譲渡価格を46,000千円とします。

<参考（令和5年度実施 不動産鑑定評価額）>

	鑑定評価額
キャンプ場施設	34,815千円
温泉施設	40,790千円
合計	75,605千円

※不動産鑑定評価額は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に立地する建

物を除いて算出したものです。

ウ 譲渡後、公募型プロポーザルで市に提出した企画提案書及び投資計画書の内容に基づきキャンプ場及び温泉事業を継続していただくことを譲渡の条件とします。

エ 事業を実施する上で必要となる施設の改修等は、譲渡先事業者等の責任で行うこととします。改修等に制限はありません。

なお、譲渡する建物は市が地方債を発行して整備したもので、一部償還が済んでいないものがあります。これについては、市議会の議決後、市が繰上げ償還を行い清算した後に譲渡する予定です。

オ 譲渡する建物は現状有姿で譲渡するものとし、隠れた瑕疵について、市は一切の責任を負いません。

カ 吊り橋は、市が所有し、無償で譲渡先事業者等に貸付けるものとし、必要な維持管理は市が行い、維持が困難な損傷が生じた際には市が解体・撤去するものとし、ます。

②土地に関すること

ア 次の土地を市より有償で貸付けます。

なお、土地賃貸借契約は、建物売買契約と合わせて締結するものとし、ます。

概 要
所在地：掛川市居尻 179 番 1 他 47 筆
敷地面積：44,097.99 m ² （うち個人所有地 5,512.90 m ² ）
貸 付 者：掛川市
賃貸借期間：10 年間（更新条項あり）
賃 貸 料：年額 1,357,000 円（鑑定評価による新規正常賃料）
備 考：敷地内居尻 107 番に国土交通省国土地理院が所有する地殻変動観測点（9.08 m ² ）、居尻 147 番に国立研究開発法人防災科学技術研究所が所有する高感度地震観測施設（13.26 m ² ）が立地しています。当該土地は、市が引き続き 2 者に貸付けを行うため、譲渡先事業者等への貸付け対象から除外します。施設の点検等のため、年数回程度作業員が立ち入る可能性があるため、あらかじめ御了承ください。

イ 譲渡後、公募型プロポーザルで市に提出した企画提案書及び投資計画書の内容に基づきキャンプ場及び温泉事業を継続していただくことを貸付の条件とします。

ウ 土地の賃貸借期間は 10 年間とします。

ただし、この期間満了の日の 6 月前までに市、譲渡先事業者等のいずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、この期間を更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とします。

エ 賃貸借契約が解除された場合は、譲渡先事業者等は自己の負担において譲渡施

設等を更地にして返還するものとします。ただし、市が譲渡施設等を更地に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができるものとします。なお、譲渡先事業者等の投資によって形成された資産がある場合も、残存価値による買取りは行いません。

オ 本賃貸借契約においては、賃借権設定登記を行いません。

カ 土地の用途又は形状の変更などは、市及び土地所有者の承諾を要します。新たな施設整備を行う際は、事前に御連絡をお願いします。

キ 敷地内に市道キャンプ場通り線が敷設されています。当該市道を一般の車両等が通行するため、あらかじめ御了承ください。

③源泉に関すること

ア 源泉は市が所有するものとし、温泉の採取の許可に関する事項については、市がその権利を保持します。

イ 源泉は無償で利用できるものとしますが、温泉の利用の許可に関する事項については、譲渡先事業者等において静岡県西部保健所に必要な手続きを行ってください。

(2) 市の支援制度

①趣旨

初期投資を呼び込み中山間地域の振興に繋げること及び民間事業者の参入意欲の向上を目的として、譲渡先事業者等が投資計画書及び資金調達計画書（様式8）により提示した投資額に応じて補助金を支給する支援制度の創設を予定しています。

②補助制度の概要（予定）

ア 補助上限額 購入希望価格又は 75,605 千円のうち低い金額

イ 補助率 投資額の 1 / 2

ウ 補助期間 令和 6 年度から最長 3 年間（上限額に達した時点で終了）

なお、補助金の交付には、市議会の議決を必要とします。議会の議決が得られなかった場合は補助金支給ができませんので、あらかじめ御了承ください。

(3) その他の譲渡の条件

①森の都ならここの里の名称

森の都ならここの里は、平成 7 年に(株)森の都ならここのが設立された際に、森林浴ならここ、キャンプ場ならここ、アマゴを食べたいならここ、自然教育ならここ、という意味を込めて名付けられました。「ならここ」には、こうした地域の強い愛着や由来が込められているため、譲渡後の施設名称は「ならここ」を含む名称としてください。

②譲渡後の情報共有及び意見交換

譲渡後、運営にかかる計画、実績、課題の情報共有等のため、譲渡先事業者等・地区・市の三者で定期的に意見交換を実施します。

開催方法、頻度等は協議により決定するものとします。

③温泉会館の指定緊急避難場所としての機能の継続

温泉会館は、水害・土砂災害時における指定緊急避難場所に指定されており、大雨、洪水、暴風、大雪等により事前警戒体制（避難準備高齢者等避難開始発令）が発令された場合、指定緊急避難場所が開設されます。譲渡後も、この機能を継続するものとします。

平常時の防災資機材等の保管場所等については、協議の上決定するものとします。

④地域活動、地元自治会活動及び市施策等への協力

現在、森の都ならこの里では、原泉朝市会が行う地場製品の販売事業への協力、台風等による被災時における地区への温泉会館の無料開放等を行っています。譲渡後も、地域が行う活動、地元自治会等の行う活動や、中山間振興、社会教育など市の施策に積極的に協力してください。

⑤公序良俗に反する使用の禁止

譲渡先事業者等は、2(6)④の各号に規定する者に該当する者がその活動のために利用するなど、譲渡施設等を公序良俗に反する行為に使用することはできないものとします。

⑥風俗営業等の禁止

譲渡先事業者等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に定める営業の用に供することはできないものとします。

⑦用途の制限

ア 譲渡先事業者等は、(1)に規定する財産を公募型プロポーザルで市に提出した企画提案書の内容に基づく用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならないものとします。ただし、合理的な理由により指定用途を変更する必要が生じ、市の承認を得たときはこの限りではありません。

イ 譲渡後、速やかにキャンプ場及び温泉施設としての営業を開始してください。改修等を行う場合など、一定の期間を要する場合には、市と協議を行うものとします。

⑧所有権移転の制限

ア 譲渡先事業者等は、譲渡物件を所有権移転できないものとします。ただし、合理的な理由により、第三者に所有権移転する必要が生じ、市の承認を得た場合はこの限りではありません。

⑨譲渡施設等の返還

ア 譲渡先事業者等が譲渡の条件に違反した場合は、債務不履行とみなし、市は譲

渡施設等の返還を求めることができるものとします。その際、売買代金の返還は行いません。

イ アにより市が譲渡施設等の返還を求めた場合、譲渡先事業者等は自己の負担において譲渡施設等を更地に回復し返還するものとします。ただし、市が譲渡施設等を更地に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができるものとします。なお、譲渡先事業者等の投資によって形成された資産がある場合も、残存価値による買取りは行いません。

⑩譲渡関係費用等

所有権移転の手続きは、譲渡契約締結後に市が行います。登記に必要な書類は、市へ御提出ください。なお、譲渡契約書及び貸付契約書（市保管のもの各1部）に貼付する収入印紙関係及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、譲渡先事業者等の負担とします。

(3) 要望事項

①従業員の雇用

現在勤務している従業員（正社員、パート、アルバイト）については、本人の希望を踏まえ、継続雇用に努めてください。

また、新規雇用にあたっては地元雇用に努めてください。

②既存の入居店舗の営業継続

受付事務所棟においてカフェスペース「ビアロッジ」、温泉会館において「癒しサロン CoCo」、温泉会館休憩所（杣の館）において「ならここ食堂杣の館」が営業を行っています。事業者から希望があった場合は、事業の継続への御協力をお願いします。

4 応募の手続き

(1) 募集要領の配布

①配布期間

令和5年7月24日（月）から令和5年8月7日（月）まで

※配布時間：午前8時30分から午後5時00分まで

②配布方法

掛川市生涯学習協働推進課中山間・海岸線地域振興係（市役所本庁舎3階西側）に来所又は、掛川市ホームページよりダウンロードしてください。

郵送での配布は行いません。

来所の場合は、庁舎開庁日に限ります。

(2) 参加意向確認書の提出

ヒアリングの日程調整等準備の必要性から、この募集への参加意向を把握させていただくため、下記のとおり参加意向確認書を提出してください。

①提出方法

参加意向確認書（様式1）に記入の上、掛川市生涯学習協働推進課中山間・海岸線地域振興係へ電子メールにより送付してください。

また、申込書送付後、必ず電話にて到達確認をしてください。

②提出期間

令和5年7月24日（月）午前8時30分から令和5年8月7日（月）午後5時00分まで

③備考

ア 参加意向確認書提出の有無は、選定には一切影響ないものとしますが、上記趣旨を御理解いただき、可能な限り提出をお願いします。

イ 参加意向確認書提出後、事情により応募しないことになった場合、そのことにより市から不利益な扱いを受けることは一切ありません。

(3) 現地内覧会の開催

譲渡施設等の現地内覧を下記のとおり実施します。

① 開催日時・場所

日時 令和5年8月1日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場所 掛川市森の都ならここの里 受付事務所棟前集合

②申込方法

現地内覧会参加申込書（様式2）に記入の上、掛川市生涯学習協働推進課中山間・海岸線地域振興係へ電子メールにより送付してください。

また、申込書送付後、必ず電話にて到達確認をしてください。

③申込期間

令和5年7月24日（月）午前8時30分から令和5年7月28日（金）午前12時00分まで

④備考

ア 現地内覧会参加の有無は、選定には一切影響ないものとします。

イ 参加人数については、1事業者3人までとします。

ウ 現地内覧会では質問は受け付けないこととします。

(4) 質問の受付及び回答

①質問受付方法

質問票（様式3）に記入の上、掛川市生涯学習協働推進課中山間・海岸線地域振興係へ電子メールにより送付してください。

また、申込書送付後、必ず電話にて到達確認をしてください。

なお、質問がない場合は、質問票の提出は不要です。

②質問受付期間

令和5年7月24日（月）午前8時30分から令和5年8月7日（月）午後5時00分まで

③回答方法

随時、質問者に対し電子メールにより回答するとともに、掛川市ホームページで回答を公開します。なお、質問への回答は全て令和5年8月18日（金）午後5時00分までに行うものとします。

(5) 企画提案書の提出

①提出方法

持参又は郵送により提出してください。

②受付期間

令和5年8月28日（月）から令和5年9月5日（火）まで

※持参の場合は、庁舎開庁日午前8時30分から午後5時00分までをお願いします。

※郵送の場合は、令和5年9月5日（火）午後5時00分必着とします。

企画提案書郵送後、必ず電話にて到達確認をしてください。

③受付場所

掛川市生涯学習協働推進課中山間・海岸線地域振興係

④提出書類の部数

正本1部、副本8部（副本は写しで可）

⑤提出書類

ア 掛川市森の都ならここの里民間譲渡応募申込書（様式4）

イ 事業者等概要書（様式5）

ウ 事業計画書（様式6）

エ 収支計画損益計算書（様式7）

オ 投資計画書及び資金調達計画書（様式8）

カ 購入希望価格調書（様式9）

キ 様式8に記載した自己資金及び負担金以外の資金調達方法について、融資証明又は関心表明その他の確実に調達が見込めることを調達先が証明する書類

※自己資金及び負担金以外の資金調達計画がある場合に限る

ク 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本

ケ 当該法人の登記簿謄本

コ 直近5か年における事業報告書、貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の明細があるもの）及び株主資本等変動計算書

サ 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村税の納税

証明書

⑥共同事業体での応募における留意事項

共同事業体により応募する場合には、下記の点に御留意ください。

- ア 代表となる事業者・団体を1者に定めてください。
- イ 4(5)⑤提出書類のク～サの書類は、共同事業体を構成する全ての事業者・団体分を提出してください。
- ウ 4(5)⑤提出書類に加え、次の書類を提出してください。
 - ・共同事業体構成員申請書（様式10）
 - ・委任状（様式11）

⑦応募の辞退

応募申込書類を提出後、辞退する場合は辞退届（様式12）を提出してください。

⑧備考

- ア 企画提案書は、理由を問わず返却しません。
- イ 要項に定める書類のほか必要に応じ追加書類の提出を求める場合があります。
- ウ 提出された企画提案書が要項に定めるとおり揃っているかを市において確認し、不備・不足があった場合には、受付期間中に限り、必要に応じて不備・不足書類等の提出を求めます。
- エ 受付後、提出された書類等の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- オ 書類等の作成及び提出に要する経費や応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- カ 企画提案書については、個人情報又は法人の正当な利益を害する情報を除き、掛川市情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。
- キ 企画提案書に記載されている個人情報は、譲渡先事業者等の選定作業以外には使用しません。

5 譲渡先候補者の審査・選定

(1) 選定方法

選定にあたっては選定委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングによる企画内容の審査を行います。なお、選定委員は外部有識者等により構成します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

①選定委員会の日時・場所

日時 令和5年9月23日（土）、9月24日（日）

場所 掛川市役所（予定）

※対面での開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンラインでの開催とする場合があります。

※集合時間等の詳細は令和5年9月6日(水)までに応募者に個別に御連絡します。

②所要時間

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 30 分程度

③その他

ア 出席人数は説明者を含めて応募者あたり 5 名以内とします。

イ プレゼンテーションを欠席した場合は、審査及び選定から除外します。

ウ プレゼンテーションに要するパソコン及びプロジェクター、スクリーン等の機器は市で準備いたしますが、持ち込みも可としますので事前に事務局と打ち合わせください。

(3) 審査項目及び評価内容

掛川市森の都ならこの里 譲渡に係る公募型プロポーザル選定基準（別紙 2）のとおり

(4) 譲渡先候補者の決定

①譲渡先候補者の選定

ア 審査項目について、企画提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行い、プロポーザル選定基準に基づき選定委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を譲渡先候補者、それに次ぐ者を次点候補者とします。

なお、契約締結協議の結果、譲渡先候補者と合意に至らなかった場合は、次点候補者が譲渡先候補者の地位を取得するものとします。

イ ただし、プロポーザル採点結果について、各審査項目の全選定委員の審査点合計の平均点が 6 割に満たない場合は、譲渡先候補者として採用しないものとします。

ウ 最高点の者が複数の場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定します。再審査においても複数の同点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定します。

②審査結果の通知

決定後、速やかに応募者に選定結果を通知します。

また、選定結果は、市ホームページで公表します。

(5) 契約の締結

①選定した譲渡先候補者と市が、双方協議の上、速やかに建物売買仮契約を締結するものとします。

②建物売買契約締結には、市議会の議決が必要となります。市議会議決をもって仮契

約から本契約に移行するものとします。

また、土地賃貸借契約は、建物売買契約と合わせて締結します。

- ③市議会の議決を得られなかった場合には、譲渡等ができないこととなりますが、市は一切の賠償責任を負いませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④建物売買代金は、本契約締結後、市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに一括して支払うものとします。

(6) 応募資格の取り消し等

下記のいずれかに該当した者は、応募を取り消し、選定の対象から除外します。

また、譲渡先候補者決定後であっても、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該決定を取り消すものとします。

- ①ヒアリング等の審査に出席しなかったとき
- ②応募資格のいずれかに違反したとき
- ③提出書類等の内容に虚偽、不正又は本要領の定めに違反する記載があったとき
- ④その他不正な行為があったとき

6 その他留意事項

(1) 引渡し後の市と譲渡先事業者等の責任分担は、原則下表のとおりとします。

項目		市	譲渡先事業者等
建物（譲渡物件）に関すること			○
源泉設備等の附属設備・備品（譲渡物件）に関すること			○
土地（賃貸物件）に関すること	維持管理に関すること（立木の安全管理、剪定を含む。）		○
	譲渡先事業者等の責めに帰すべき事由によって必要となった修繕		○
	土地の軽度な陥没等、軽微な土地の形状の変化によって必要となった修繕	協議事項	
	土地内に地中埋設物等があった場合の撤去	協議事項	
	災害等による土地の形状の変化等、土地の使用及び収益に必要な修繕	○	
市道等の市有財産の管理に関すること		○	
災害時の対応	指定緊急避難場所の運営に関すること	○	
	その他利用者及び施設の安全確保に関すること		○

(2) 譲渡後、固定資産税が課税されますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 入湯税は、掛川市税条例（平成 17 年市条例第 72 号）の規定に基づき課税されます。

(4) 譲渡取引については、不動産取得税や法人税の課税対象取引となりますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 居尻地区は、都市計画区域外であり、都市計画が定められていません。

(6) 居尻・萩間地区は、掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成 17 年掛川市条例第 128 号）に基づき、市と「原泉（居尻・萩間）地区まちづくり計画協定」を締結しています。同条例第 10 条第 1 項に該当する行為を行う場合は、着手の前 2 週間までに同条例施行規則第 4 条に基づき必要な届出を行ってください。

(7) 施設運営により発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 条）、掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年掛川市条例第 93 号）に基づき適正に処理してください。

(8) 施設運営にあたっては、各種法令を遵守してください。

(9) 敷地内の下記のエリア、構造物等は、県河川及び県道の占用許可を得て使用してい

ます。譲渡後は、譲渡先事業者等において静岡県袋井土木事務所に必要な手続きを行ってください。

なお、県河川及び県道の占用には、占用料が発生する可能性があります。

①県河川占用

ア 電源区画サイト

イ 温泉送水管及び制御用ケーブル管

②県道路占用

ア 受付事務所棟進入路階段

イ 温泉会館入口及び温泉会館西側駐車場入口

ウ 温泉送水管、給水管及び電線管

エ 電源区画サイト進入路

(10) 森の都ならこの里が位置する原泉地区は、市の上水道に接続しておらず、居尻簡易水道施設から給水を受けています。毎年分担金（令和4年度 264,000円）の納付が必要になるため、あらかじめ御了承ください。

(11) 指定用途の履行状況を確認するため、市が必要と認めるときは、実地調査を行うこととします。

(12) 市が必要と認めるときは、利用者数や決算状況などの情報提供を求めます。

(13) 事業計画書の提出は、1団体につき1案とします。

(14) 審査に係る電話等での問い合わせには応じません。

(15) 審査に対する異議の申し立てには応じません。

【問い合わせ先】

掛川市 協働環境部 生涯学習協働推進課 中山間・海岸線地域振興係

(担当：杉山、戸塚、竹内、井上)

住所 〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

電話 0537-21-1129 F A X 0537-21-1163

メール kyodo@city.kakegawa.shizuoka.jp